

昭和大学医学部附属看護専門学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 昭和大学医学部附属看護専門学校（以下「本校」という）は、私立学校法、学校教育法及び保健師助産師看護師法に基づき、看護師を育成するために必要な専門教育を施し、もって社会福祉に貢献することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校の名称は、昭和大学医学部附属看護専門学校という。

(位 置)

第3条 本校は、学校法人昭和大学がこれを設置し、東京都品川区旗の台1丁目2番26号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、教育の一層の充実を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

(課程及び学科)

第5条 看護専門課程として看護学科（3年課程）を置く。

(修業年限)

第6条 本校の修業年限は、3年とする。

(定 員)

第7条 本校の学生定員は、次のとおりとする。

入学定員 150名 総定員 450名

(学年及び学期)

第8条 本校の学年は、4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次のとおりに分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休 業 日)

第9条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

(3) 昭和大学創立記念日 11月15日

(4) 春季休業 3月21日から3月31日まで

(5) 夏季休業 7月25日から8月31日まで

(6) 冬季休業 12月25日から翌年1月5日まで

2 前項第4号から第6号の休業の期間は、都合により変更することができる。

3 学校長が必要と認めたときは臨時に休業日を定め、また休業日でも臨時に授業を行うことがある。

第3章 教育課程及び教職員組織

(教育課程)

第10条 本校の教育課程は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野の構成とし、その教育内容、科目、単位数は別表1のとおりとする。

(始業、終業時間)

第11条 本校の始業時間は9時、終業時間は17時とする。

2 学校長が教育上必要と認めたときは変更することがある。

(教職員組織)

第12条 本校に次の教職員を置く。

(1) 学校長 1名

(2) 副校長 1名

(3) 専任教員 19名以上（うち1名は教育主任とする）

- (4) 講 師 50 名以上
- (5) 事務職員 2 名以上（うち 1 名は事務長とする）
- (6) 学校医 1 名

第 4 章 入学、休学、復学及び退学

（入学資格）

第 13 条 本校に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校、または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年間の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における 12 年間の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣が指定した者
- (6) 大学入学資格検定又は高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業したと同等以上の学力があると本校が認めた者

（入学時期）

第 14 条 入学の時期は、学年の始めとする。

（受験手続・入学手続）

第 15 条 入学の手続は、次のとおりとする。

- (1) 入学志願者は、次の書類に入学検定料を添えて指定期日までに提出しなければならない。
 - ① 入学願書（本校所定）
 - ② 卒業証明書または卒業見込証明書
 - ③ 成績証明書
 - ④ その他必要と認める書類
- (2) 入学志願者については、学力試験、面接試験及び提出された書類について選考の上、入学を許可する。
- (3) 入学を許可された者は、保証人 2 名を定め、本校所定の在学保証書、誓約書を指定の期日までに提出しなければならない。

2 学校長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（在学年限）

第 16 条 本校の在学年限は、5 年を超えることができない。ただし、同一年次に 2 年を超えて在学することはできない。

（休 学）

第 17 条 休学を希望する者は、その理由を詳記して保証人連署の上休学願を提出し、学校長の許可を受けなければならない。なお、休学が疾病その他やむを得ない事由による場合は、その事由を証明する書類を添付しなければならない。

2 休学期間は 1 年以内とする。ただし、学校長が必要と認めた場合は、さらに 1 年に限り許可することがある。

（休学命令）

第 18 条 疾病その他やむを得ない事由で 3 か月以上欠席する者には休学を命ずることがある。

（復 学）

第 19 条 休学中の者が復学しようとするときは、保証人連署の上復学願を提出し、学校長の許可を受けなければならない。なお、休学理由が疾病その他やむを得ない事由の場合は、その事由を証明する書類を添付しなければならない。

2 休学者は、休学当時の学年の始めでなければ復学することができない。

（退 学）

第 20 条 退学を希望する者は、その理由を詳記して保証人連署の上退学願を提出し、学校長の許可を受けなければならない。なお、退学の理由が疾病その他やむを得ない事由の場合は、その事由を証明する書類を添付しなければならない。

第5章 履修、単位認定、卒業

(除 籍)

第21条 次の各号の一に該当する者は、学校長がこれを除籍する。

- (1) 正当な理由がなく学費の納入を怠り、督促を受けても納入しない者
- (2) 第16条に規定している本校の在学年限を超えた者
- (3) 死亡または、1年以上行方がわからない者

(履 修)

第22条 本校の学生は、学則第10条に規定する教育内容、科目、単位を履修しなければならない。なお、履修の評価については、別に定める履修要項による。

(単位取得)

第23条 1科目に対する必要な時間を満たし、所定の試験に合格した者には単位を与える。

(既修得単位認定)

第24条 大学卒業生または社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1項第1号から第3号までの規定に該当する者で本校に入学した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当すると認められる場合には本校における履修に替えることができる。

(卒業認定)

第25条 別表1に規定する時間数を満たし、所定の単位を修得した者に卒業を認める。

(卒業証書・専門士の称号授与)

第26条 所定の教育課程を修了し、卒業の認定を受けた者には、卒業証書を授与する。

2 卒業証書を授与された者には、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

第6章 保証人

(保証人)

第27条 保証人は、第1保証人を保護者、第2保証人は、独立の生計を営む者とし、学費等及び故意又は過失により本校の施設を損壊した場合の損害賠償債務その他の本人が在学中に本校に対して負う一切の債務について、本校に対し、連帯して保証する。

2 前項の保証契約における極度額は、学則第33条に定める本人の入学時点での修業年限における学費（ただし、入学手続時に納入した入学金及び前期授業料を除く。）とする。

(保証人等変更)

第28条 本人あるいは保証人が、改姓、または改名したとき、または住所等に変更があったときは、すみやかに本校に届出なければならない。

2 保証人が死亡したときは、速やかに他の保証人を定め、保証書を提出しなければならない。

第7章 運営委員会

(運営委員会)

第29条 本校に運営委員会を置く。

2 運営委員会は学校長がこれを招集し、本校の教育・教務及び運営に関する事項を審議する。

3 運営委員会は、学校長、副校長、教育主任、事務長をもって構成する。ただし、学校長が必要と認めたときはその他の教職員を出席させることができる。

第8章 教育委員会

(組 織)

第30条 本校教育委員会は学則第12条第1項第1号より第3号の教員をもって構成する。ただし、学校長が必要と認めたときは、その他の教職員を出席させることができる。

(審 議)

第31条 教育委員会は、学校長がこれを招集しその議長となり、学生の学籍異動（入学・進級・休学・退学・卒業）、教育及びその他の重要事項について審議する。

2 学校長に事故ある場合は、副校長がこれを代行し、副校長に事故ある場合は学校長が予め権限を委任した者によってこれを審議することができる。

3 教育委員会は、教育及び研究に関して小委員会をつくることができる。

(所 管)

第32条 教育委員会には、学事部長及び看護専門学校事務課が出席し、事務処理を行う。

第9章 入学金、授業料等

(学納金)

第33条 入学金、授業料、実習費その他の納入金の額及び納入の方法は別表2のとおりとする。

2 一旦納入した授業料等は返還しない。

3 入学を許可された者が、3月末日までに入学辞退を申し出た場合には、入学金以外について返還する。

4 正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに授業料等を滞納し、その後においても納入の見込みがないときは除籍を命ずることができる。

5 停学、休学中であっても定められた期限内に学納金を納入しなければならない。

(奨学金貸与)

第34条 学生の奨学金は、別に定める奨学金に関する規程によりこれを行う。

第10章 学生寮

(学生寮)

第35条 本校に学生寮を置く。

2 寮則については、別に定める。

第11章 健康管理

(健康管理)

第36条 学生の健康管理は、別に定める保健管理センター規程によりこれを行う。

第12章 看護キャリア支援

(看護キャリア支援)

第37条 学生の進路相談、就職活動等についてキャリアコンサルティング、カウンセリングを行い看護キャリア形成を支援する。

2 看護キャリア支援に関する規程は、別に定める。

第13章 賞 罰

(表 彰)

第38条 品行方正、成績優秀で一般学生の模範とするに足る者は、表彰することがある。

2 表彰に関する規程は、別に定める。

(懲 戒)

第39条 本校の定める規則を守らず、学生の本分に反する等の行為のあった者に対しては、懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 次の各号のいずれかに該当する学生に対して、運営委員会の議を経て、校長が懲戒を命ずる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなくて出席常でない者

(3) 学則その他諸規則に違反し、その他学生としての本分に反した者

(4) 学力劣等で成績向上の見込みがないと認められた者

第14章 雑 則

(学則等の変更)

第40条 この学則及び本校が定めるその他の諸規則（以下「学則等」という。）は必要に応じて変更することができる。

附 則

1. この学則の実施に必要な細則は、学校長が別に定める。
2. この学則は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。
3. この学則は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。
4. この学則は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。
5. この学則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。
6. この学則は、昭和 53 年 11 月 10 日から施行する。
7. この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。
8. この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
9. この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
10. この学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
11. この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
12. この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
13. この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
14. この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
15. この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。（納入金は平成 2 年度入学生から適用する。ただし、寮費・食費については昭和 61 年度入学生から適用する。）
16. この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
17. この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
18. この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
19. この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。（指定規則改正）
20. この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
21. この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
22. この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
23. この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
24. この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
25. この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
26. この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
27. この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。（別表 1 改正）
28. この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。（別表 1 改正）
29. この改正学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
30. この改正学則は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。
 - (2) ただし、この改正学則の施行前に学則第 15 条第 1 項第 3 号に定める在学保証書を提出した者については、なお従前の例による。
31. この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。（別表 1 改正）
32. この学則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。
 - (2) ただし、改正後の別表 1 の規定は、この学則の施行日において 1 年次及び 2 年次に在学する者に適用し、施行日において 3 年次に在学する者については、入学時の教育課程を適用するものとする。
33. この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
 - (2) ただし、改正後の第 10 条および別表 1 の規定は、この学則の施行日以後に 1 年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る教育課程については、なお従前の例による。
34. この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
 - (2) ただし、改正後の第 10 条および別表 1 の規定は、この学則の施行日以後に 1 年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る教育課程については、なお従前の例による。
35. この学則の改廃は、昭和大学医学部附属看護専門学校運営委員会の審議を経て理事会の承認を要するものとする。

別表1 教育内容・科目・単位数

区分	授業科目	単位数	時間数	履修年次及び時間数		
				1年次	2年次	3年次
基礎分野	社会学	1	15	前期		
	教育学	1	15	前期		
	心理学	1	15	前期		
	論理学	1	15	通年		
	倫理学	1	15	前期		
	人間関係論	1	15	前期		
	生活科学	1	15	前期		
	健康科学	1	15	後期		
	医療情報と統計処理の基礎	1	30	前期		
	国際関係論	1	15	前期		
	家族関係論	1	15	前期		
	コミュニケーション論	1	15	後期		
	英語Ⅰ	1	15	後期		
	英語Ⅱ	1	15	後期		
	国語文章論	1	15	後期		
	計	15	240	240	0	0
専門基礎分野	形態機能学Ⅰ	1	30	前期		
	形態機能学Ⅱ	1	30	前期		
	形態機能学Ⅲ	1	30	前期		
	形態機能学Ⅳ	1	30	前期		
	薬理学	1	30	通年		
	微生物学	1	15	後期		
	医療概論	1	15	前期		
	生化学	1	30	前期		
	栄養学	1	15	後期		
	公衆衛生学と関係法規	1	30	通年		
	社会福祉	1	30	通年		
	健康教育論	1	15	後期		
	リハビリテーション論	1	15	後期		
	病理学	1	15	通年		
	緩和医療	1	15		後期	
	臨床医学Ⅰ	1	15	通年		
	臨床医学Ⅱ	1	30	通年		
	臨床医学Ⅲ	1	30	通年		
	臨床医学Ⅳ	1	30	通年		
	臨床医学Ⅴ	1	30	通年		
	臨床医学Ⅵ	1	30		前期	
	臨床医学Ⅶ	1	30		前期	
	臨床医学Ⅷ	1	30		前期	
	計	23	570	465	105	0

区分	授業科目	単位数	時間数	履修年次及び時間数		
				1年次	2年次	3年次
専門分野	基礎看護学	看護学概論Ⅰ	1	15	前期	
		看護学概論Ⅱ	1	15	後期	
		看護基本技術Ⅰ	1	15	前期	
		看護基本技術Ⅱ	1	15		前期
		看護基本技術Ⅲ	1	30		前期
		日常生活援助《理論編》	1	30	通年	
		日常生活援助《実践編》	1	30	通年	
		治療処置における援助《理論編》	1	30		通年
		治療処置における援助《実践編》	1	30		通年
		臨床看護総論	1	15	通年	
		フィジカルアセスメント	1	30	通年	
		基礎看護学実習Ⅰ	1	45	後期	
		基礎看護学実習Ⅱ	2	90		前期
	成人看護学	成人看護学目的論	1	15	後期	
		成人看護学対象論	1	15	前期	
		成人看護学援助論Ⅰ	1	30		通年
		成人看護学援助論Ⅱ	1	30		通年
		成人看護学援助論Ⅲ	1	30		通年
		成人看護学援助論Ⅳ	1	30		通年
		成人看護学実習Ⅰ	3	135		前期
		成人看護学実習Ⅱ	3	135		通年
	老年看護学	老年看護学目的論	1	15	通年	
		老年看護学対象論	1	15	後期	
		老年看護学援助論Ⅰ	1	30		通年
		老年看護学援助論Ⅱ	1	30		通年
		老年看護学実習Ⅰ	1	45		前期
		老年看護学実習Ⅱ	3	135		通年
	小児看護学	小児看護学対象論	1	15		前期
		小児看護学目的論	1	15	後期	
		小児看護学援助論Ⅰ	1	30		通年
		小児看護学援助論Ⅱ	1	30		後期
		小児看護学実習	2	90		通年
	母性看護学	母性看護学目的論	1	15	通年	
		母性看護学対象論	1	15		前期
		母性看護学援助論Ⅰ	1	30		通年
		母性看護学援助論Ⅱ	1	30		後期
		母性看護学実習	2	90		通年
	精神看護学	精神看護学目的論	1	15		前期
		精神看護学対象論	1	15		前期
		精神看護学援助論Ⅰ	1	30		通年
		精神看護学援助論Ⅱ	1	30		後期
		精神看護学実習	2	90		通年

区分	授業科目	単位数	時間数	履修年次及び時間数		
				1年次	2年次	3年次
専門分野	地域・在宅看護論	地域・在宅看護概論Ⅰ	1	15	後期	
		地域・在宅看護概論Ⅱ	1	30	後期	
		地域・在宅看護援助論Ⅰ	1	30		前期
		地域・在宅看護援助論Ⅱ	1	15		通年
		地域・在宅看護援助論Ⅲ	1	15		通年
		地域・在宅看護援助論Ⅳ	1	15		通年
		地域・在宅看護論実習	2	90		後期
	看護の統合と実践	看護研究	1	30		通年
		医療安全Ⅰ	1	15		前期
		医療安全Ⅱ	1	15		後期
		災害看護	1	15		前期
		看護の統合と実践Ⅰ	1	15		後期
		看護の統合と実践Ⅱ	1	15		後期
		看護の統合と実践Ⅲ	1	15		後期
		総合学習	2	60		通年
		領域横断演習	1	15		通年
		統合実習	2	90		後期
	計		72	2115	330	930
	総 合 計		110	2925	1035	855
	卒業に必要な総授業時間数		110	2925	1035	855

別表 2 納入金一覧表

納 入 金	金 額	備 考
入 学 検 定 料	20,000円	受験時
入 学 金	100,000円	入学時
授 業 料	300,000円	年 額
実 習 費	100,000円	年 額